

条例の効力について

1. 一般原則等（※1）

(1) 地域的効力

- 条例は、当該地方公共団体の区域においてその効力を有し、（……）地方公共団体の区域内であれば、原則として、住民であると否とを問わず、効力を及ぼす。

⇒属地主義の原則

(2) 对人的効力

- （属地主義の反対に）当該地方公共団体の区域外にある者に対しては、その者が当該地方公共団体の住民であっても、原則として、当該地方公共団体の条例の適用はない。
- もっとも、条例の規定対象となるものに関して、当該地方公共団体の区域内において所有し、又は占有するなどの権益等を有しているような場合には、そのことを通じて当該地方公共団体の区域外にある者であっても、当該地方公共団体の条例が適用されることがあり得る。

※1 松本英昭『新版逐条地方自治法<第9次改訂版>』（学陽書房、平成29年）207～209頁

2. 裁判例

- 最高裁判例では、「条例を制定する権能もその効力も（……）、法律の範囲内に在るかぎり原則としてその効力は当然属地的に生ずるものと解すべきである」と判示されており（昭和29年11月24日最高裁大法廷判決）、1の属地主義を確認している。
- 一方、高等裁判所レベルでは、県条例が禁止する内容の電話を当該県外から県内に通話した者は、電話を受けた場所である結果発生地が当該県内である以上、当該県民及び滞在者でなくても、当該条例の適用を受けるとした裁判例がある。（昭和61年12月2日高松高等裁判所第三部判決）

3. 他県等の条例

- ヘイトスピーチの防止について規定する東京都、川崎市（※2）、大阪市の条例では、いずれも条文上明記することによって、おおむね、区域内で行われた表現活動のほか、区域外で行われた表現活動のうち、
 - ①区域外で行われた表現活動の内容が、当該地方公共団体の都（市）民等に関するものであると認められるもの
 - ②区域内で行われたヘイトスピーチの内容を区域内に拡散させるものがヘイトスピーチに該当すると認める場合に拡散防止措置や公表の対象としている。

※2 なお、川崎市の条例は、インターネット表現活動に限定している。

4. 「何人も」の解釈

- 「何人も」は、法律や条例で差別等の禁止を規定する場合に一般的に用いられる表現であり、外国人や法人などを含めた「誰でも」を意味するが、条例で用いられる場合には、基本的には、1の属地主義により、区域内に在住する住民、区域内の滞在者、区域内に立地する法人や法人でない団体に適用され、区域外にある者には適用されないものと考えられる。